



日本銀行 政策委員会月報

令和5年12月



第886号

※ 本月報の内容について、商用目的で転載・複製を行う場合（引用は含まれません）は、予め日本銀行政策委員会室までご相談ください。
引用・転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

目次

1. 議決事項	1
(1) 金融政策決定会合関係	1
◆金融市場調節方針の決定に関する件（12月18・19日）	1
◆長短金利操作の運用の決定に関する件（12月18・19日）	2
◆資産買入れ方針の決定に関する件（12月18・19日）	3
◆「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（12月18・19日）	4
◆金融政策決定会合の議事要旨（2023年10月30、31日開催分）に関する件（12月18・19日）	8
(2) 通常会合関係	9
◆新様式日本銀行券一万円券、五千円券および千円券の発行期日に関する件（12月12日）	9
◆第139回事業年度（令和5年度）経費予算の執行に関する件（12月12日）	9
◆令和6年度中に償還期限の到来する本行保有国債の借換えのための引受けに関する件（12月15日）	10
◆政策委員会月報（令和5年11月）に関する件（12月22日）	10
2. 報告事項	11

1. 議決事項

(1) 金融政策決定会合関係

◆金融市場調節方針の決定に関する件（12月18・19日）

本委員会は、令和5年12月18・19日の金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすることを決定した。

記

1. 日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。
2. 10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。

◆長短金利操作の運用の決定に関する件（12月18・19日）

本委員会は、令和5年12月18・19日の金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの長短金利操作の運用を下記のとおりとすることを決定した。

記

長期金利の上限は1.0%を目途とし、金融市場調節方針と統合的なイールドカーブの形成を促すため、大規模な国債買入れを継続するとともに、各年限において、機動的に、買入れ額の増額や固定利回り方式の国債買入れ（指値オペ）、共通担保資金供給オペレーションなどを実施する。

◆資産買入れ方針の決定に関する件（12月18・19日）

本委員会は、令和5年12月18・19日の金融政策決定会合において、長期国債以外の資産の買入れについて、下記のとおりとすることを決定した。

記

1. ETFおよびJ-REITについて、それぞれ年間約12兆円、年間約1,800億円に相当する残高増加ペースを上限に、必要に応じて、買入れを行う。
2. CP等は、約2兆円の残高を維持する。社債等は、感染症拡大前と同程度のペースで買入れを行い、買入れ残高を感染症拡大前の水準（約3兆円）へと徐々に戻していく。ただし、社債等の買入れ残高の調整は、社債の発行環境に十分配慮して進めることとする。

◆「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（12月18・19日）

本委員会は、令和5年12月18・19日の金融政策決定会合において、当面の金融政策運営について別紙のとおり公表することを決定した。

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、以下のとおり決定した。

(1) 長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）

- ① 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりとする（全員一致）。

短期金利：日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。

長期金利：10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。

- ② 長短金利操作の運用（全員一致）

長期金利の上限は1.0%を目途とし、上記の金融市場調節方針と統合的なイールドカーブの形成を促すため、大規模な国債買入れを継続するとともに、各年限において、機動的に、買入れ額の増額や指値オペ¹、共通担保資金供給オペなどを実施する。

(2) 資産買入れ方針（全員一致）

長期国債以外の資産の買入れについては、以下のとおりとする。

- ① ETFおよびJ-REITについて、それぞれ年間約12兆円、年間約1,800億円に相当する残高増加ペースを上限に、必要に応じて、買入れを行う。
- ② CP等は、約2兆円の残高を維持する。社債等は、感染症拡大前と同程度のペースで買入れを行い、買入れ残高を感染症拡大前の水準（約3兆円）へと徐々に戻していく。ただし、社債等の買入れ残高の調整は、社債の発行環境に十分配慮して進めることとする。

¹ 指値オペの利回りは、金利の実勢等を踏まえて、適宜決定する。

2. わが国の景気は、緩やかに回復している。海外経済は、回復ペースが鈍化している。そうした影響を受けつつも、輸出や鉱工業生産は、供給制約の影響の緩和に支えられて、横ばい圏内の動きとなっている。企業収益や業況感は改善している。こうしたもとの、設備投資は緩やかな増加傾向にある。雇用・所得環境は緩やかに改善している。個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも、緩やかな増加を続けている。住宅投資は弱めの動きとなっている。公共投資は横ばい圏内の動きとなっている。わが国の金融環境は、緩和した状態にある。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、政府の経済対策によるエネルギー価格の押し下げ効果などによって、ひと頃に比べればプラス幅を縮小しているものの、既往の輸入物価の上昇を起点とする価格転嫁の影響から、足もとは3%程度となっている。予想物価上昇率は、緩やかに上昇している。

3. 先行きのわが国経済を展望すると、当面は、海外経済の回復ペース鈍化による下押し圧力を受けるものの、ペントアップ需要の顕在化などに支えられて、緩やかな回復を続けるとみられる。その後は、所得から支出への前向きな循環メカニズムが徐々に強まるもとの、潜在成長率を上回る成長を続けると考えられる。消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、来年度にかけて、既往の輸入物価の上昇を起点とする価格転嫁の影響が残ることなどから、2%を上回る水準で推移するとみられる。その後は、これらの影響の剥落から、前年比のプラス幅は縮小すると予想される。この間、消費者物価の基調的な上昇率は、マクロ的な需給ギャップがプラスに転じ、中長期的な予想物価上昇率や賃金上昇率も高まるもとの、「物価安定の目標」に向けて徐々に高まっていくと考えられる。

4. リスク要因をみると、海外の経済・物価動向、資源価格の動向、企業の賃金・価格設定行動など、わが国経済・物価を巡る不確実性はきわめて高い。そのもとの、金融・為替市場の動向やそのわが国経済・物価への影響を、十分注視する必要がある。

5. 日本銀行は、内外の経済や金融市場を巡る不確実性がきわめて高い中、経済・物価・金融情勢に応じて機動的に対応しつつ、粘り強く金融緩和を継続していくことで、賃金の上昇を伴う形で、2%の「物価安定の目標」を持続的・安定的に実現することを目指していく。

「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続する。マネタリーベースについては、消費者物価指数（除く生鮮食品）の前年比上昇率の実績値が安定的に2%

を超えるまで、拡大方針を継続する。引き続き企業等の資金繰りと金融市場の安定維持に努めるとともに、必要があれば、躊躇なく追加的な金融緩和措置を講じる。

◆金融政策決定会合の議事要旨（2023年10月30、31日開催分） に関する件（12月18・19日）

本委員会は、令和5年12月18・19日の金融政策決定会合において、金融政策決定会合の議事要旨（2023年10月30、31日開催分）^{注1}を承認した。

注1) インターネット・ホームページをご参照ください（12月22日公表）。

(2) 通常会合関係

◆新様式日本銀行券一万円券、五千円券および千円券の発行期日に関する件（12月12日）

本委員会は、令和5年12月12日、新様式の日本銀行券一万円券、五千円券および千円券の発行期日を令和6年7月3日とすることを決定した。

◆第139回事業年度（令和5年度）経費予算の執行に関する件（12月12日）

本委員会は、令和5年12月12日、役員給与の改訂およびシステム化関係費用の支出増に伴い、第139回事業年度（令和5年度）経費の大科目「給与等」に属する中科目「役員給与」および大科目「一般事務費」に属する中科目「建物機械等賃借料」の予算に、それぞれ▲3百万円、▲340百万円の不足が見込まれることから、それぞれ同一大科目の中科目「退職手当」から3百万円、「光熱水道費」から340百万円、予算の移し替えを行うことを決定した。

◆令和6年度中に償還期限の到来する本行保有国債の借換えのための引受けに関する件（12月15日）

本委員会は、令和5年12月15日、令和6年度中に償還期限の到来する本行保有国債の借換えのための引受けについて、下記のとおり決定した。

記

令和6年度中に償還期限の到来する本行保有国債（以下「償還期限到来国債」という。）の借換えのための引受け（以下「借換引受け」という。）にかかる取扱いについて、「対政府取引に関する基本要領」（平成11年3月26日決定）^{注2)} 2. の規定に基づき、償還期限到来国債のうち、利付国債額面総額1兆7,000億円について、割引短期国債をもって、借換引受けを行うこと。

◆政策委員会月報（令和5年11月）に関する件（12月22日）

本委員会は、令和5年12月22日、政策委員会月報（令和5年11月）を承認した。

注2) 「対政府取引に関する基本要領」の全文については、インターネット・ホームページをご参照ください。

2. 報告事項

- 令和5年度上期中の保有外貨資産の管理状況（国際局）
- 2023年度上期の検査結果等（検査室）
- 業務継続に関する検討状況と今後の対応方針（決済機構局）
- 改刷に向けた準備の進捗状況（発券局）
- 2023/9月末における本行バランスシートの状況（企画局）
- 金融機関の業務運営動向とリスクの状況に関する定例報告（金融機構局）
- 2024年度IT投資計画（案）（システム情報局）

令和6年1月19日

日本銀行政策委員会月報（第886号）

編集兼発行者 日本銀行政策委員会室長
倉本勝也

発行所 日本銀行

東京都中央区日本橋本石町2の1の1
電話 03-3279-1111(代表)

本月報に関する照会は、日本銀行政策委員会室(03-3277-3680〈直通〉)までお寄せください。